

(国際出願に係る願書、明細書等の効力等)

第四十八条の六（第一項略）

- 2 日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における明細書及び請求の範囲並びに外国語実用新案登録出願に係る国際出願日における明細書及び請求の範囲の翻訳文は第五条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書と、日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における請求の範囲及び外國語実用新案登録出願に係る国際出願日における請求の範囲の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した明細書に記載した実用新案登録請求の範囲と、日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における明細書及び請求の範囲並びに外國語実用新案登録出願に係る国際出願日における請求の範囲の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した明細書に記載した実用新案登録請求の範囲の出願翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した明細書に記載した実用新案登録請求の範囲と、日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における明細書に添付して提出した明細書に記載した実用新案登録請求の範囲の出願翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した明細書に記載した実用新案登録請求の範囲と、日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における明細書並びに外國語実用新案登録出願に係る国際出願日における明細書に記載した実用新案登録請求の範囲と、日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における明細書に添付して提出した明細書とみなす。

3 第四十八条の四第二項又は第四項の規定により条約第十九条

- (1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合は、前項の規定にかかわらず、国際出願日における明細書の翻訳文及び当該補正後の請求の範囲の翻訳文を第五条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書と、当該補正後の請

(国際出願に係る願書、明細書等の効力等)

第四十八条の六（第一項略）

- 2 日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における明細書及び請求の範囲並びに外國語実用新案登録出願に係る明細書及び請求の範囲の出願翻訳文は第五条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書と、日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における請求の範囲及び外國語実用新案登録出願に係る国際出願日における請求の範囲の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した明細書に記載した実用新案登録請求の範囲と、日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における明細書並びに外國語実用新案登録出願に係る国際出願日における明細書に記載した実用新案登録請求の範囲と、日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における明細書に添付して提出した明細書に記載した実用新案登録請求の範囲と、日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における明細書に添付して提出した明細書に記載した実用新案登録請求の範囲と、日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における明細書に添付して提出した明細書とみなす。

求の範囲の翻訳文を同項の規定により願書に添付して提出した明細書に記載した実用新案登録請求の範囲とみなす。

(補正の特例)

第四十八条の八 第四十八条の十五第一項において準用する特許

法第一百八十四条の七第二項及び第一百八十四条の八第二項の規定により第二条の二第一項の規定によるものとみなされた補正について、同項ただし書の規定は、適用しない。

2 国際実用新案登録出願についてする条約第二十八条(1)又は第

四十二条(1)の規定に基づく補正については、第二条の二第一項ただし書の規定は、適用しない。

3 外国語実用新案登録出願に係る明細書又は図面について補正ができる範囲については、第二条の二第二項中「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは、「第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

4 特許法第一百八十四条の十二第一項の規定は、国際実用新案登録出願についてする第二条の二第一項本文又は条約第二十八条(1)若しくは第四十二条(1)の規定に基づく補正に準用する。この場合において、同法第一百八十四条の十二第一項中「第一百九十五条第二項」とあるのは「实用新案法第三十二条第一項の規定により納付すべき登録料及び同法第五十四条第二項」と、「納付

した後であつて国内処理基準時を経過した後」とあるのは「納付した後」と読み替えるものとする。

(実用新案登録要件の特例)

第四十八条の九 第三条の二に規定する他の実用新案登録出願又は特許出願が国際実用新案登録出願又は特許法第百八十四条の三第二項の国際特許出願である場合における第三条の二の規定の適用については、同条中「他の実用新案登録出願又は特許出願であつて」とあるのは「他の実用新案登録出願又は特許出願(第四十八条の四第三項又は特許法第百八十四条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願又は同法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願を除く。)であつて」と、「発行又は」とあるのは「発行」と、「若しくは出願公開」とあるのは「若しくは出願公開又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項又は同法第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張の特例)

第四十八条の十 (第一項及び第二項略)

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張の特例)

第四十八条の八 (第一項及び第二項略)

外国語実用新案登録出願についての第八条第三項の規定の適用については、同項中「実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「実用新案掲載公報の発行が」とあるのは「実用新案掲載公報の発行又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開が」とする。

(第四項略)

3 外国語実用新案登録出願についての第八条第三項の規定の適用については、同項中「実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面(図面の中の説明に限る。)及びこれらの書類の同条第四項の出願翻訳文又は同条第一項の国際出願日における国際出願の図面(図面の中の説明を除く。)」と、「実用新案掲載公報の発行が」とあるのは「実用新案掲載公報の発行又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開が」とする。

(第四項略)

5 | 第八条第一項の先の出願が第四十八条の十四第四項又は特許法第一百八十四条の十六第四項の規定により実用新案登録出願又は特許出願とみなされた国際出願である場合における第八条第一項から第三項まで及び第九条第一項の規定の適用については、第八条第一項及び第二項中「願書に最初に添附した明細書又は図面」とあるのは「第四十八条の十四第四項又は特許法第一百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「先の出願の第四十八条の十四第四項又は特許法第一百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつ

たものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、第九条第一項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「第四十八条の十四第四項若しくは特許法第一百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日から一年三月を経過した時又は第四十八条の十四第四項若しくは同法第一百八十四条の十六第四項に規定する決定の時のいずれか遅い時」とする。

(出願の変更の特例)

第四十八条の十一 特許法第一百八十四条の三第一項又は第一百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願の実用新案登録出願への変更については、同法第一百八十四条の六第二項の日本語特許出願にあつては同法第一百八十四条の五第一項、同法第一百八十四条の四第一項の外国語特許出願にあつては同項及び同法第一百八十四条の五第一項の規定による手続をしきつて、同法第一百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後(同法第一百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後)でなければすることができない。

(削除)

第四十八条の十 国際実用新案登録出願についてする条約第二十

(出願の変更の特例)

第四十八条の九 特許法第一百八十四条の三第一項又は第一百八十四条の十六第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願の実用新案登録出願への変更については、同法第一百八十四条の六第二項の日本語特許出願にあつては同法第一百八十四条の五第一項、同法第一百八十四条の四第一項の外国語特許出願にあつては同項及び同法第一百八十四条の五第一項の規定による手続をしきつて、同法第一百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後(同法第一百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後)でなければすることができない。

(補正の特例)

八条①又は第四十一条①の規定に基づく補正については、第二条の二第一項ただし書の規定は、適用しない。

2) 特許法第一百八十四条の十一第一項及び第三項の規定は、国際実用新案登録出願についてする第二条の二第一項本文又は条約第二十八条①若しくは第四十一条①の規定に基づく補正に準用する。この場合において、同法第一百八十四条の十一第一項中「第一百九十五条第二項」とあるのは、「实用新案法第三十二条第一項の規定により納付すべき登録料及び同法第五十四条第二項」と、「納付した後であつて国内処理基準時を経過した後」とあるのは「納付した後」と読み替えるものとする。

(登録料の納付期限の特例)

第四十八条の十二 国際实用新案登録出願の第一年から第三年までの各年分の登録料の納付については、第三十二条第一項中「实用新案登録出願と同時」とあるのは、「第四十八条の四第一項に規定する国内書面提出期間内(同条第四項に規定する国内処理の請求をした場合にあつては、その国内処理の請求の時まで)」とする。

(登録料の納付期限の特例)

第四十八条の十一 国際实用新案登録出願の第一年から第三年までの各年分の登録料の納付については、第三十二条第一項中「实用新案登録出願と同時」とあるのは、「第四十八条の四第一項に規定する国内書面提出期間内(第四十八条の四第三項ただし書に規定する国内処理の請求をした場合にあつては、その国内処理の請求の時まで)」とする。

(实用新案技術評価の請求の時期の制限)

第四十八条の十三 (略)

(实用新案技術評価の請求の時期の制限)

第四十八条の十一の二 (略)

(無効理由の特例)

第四十八条の十四 外国語実用新案登録出願に係る実用新案登録の無効の審判については、第三十七条第一項第一号中「その实用新案登録が第二条の二第二項に規定する要件を満たしていない補正をした实用新案登録出願に対してされたとき」とあるのは、「第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願に係る实用新案登録の願書に添付した明細書又は図面に記載した事項が同項の国际出願日における国际出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にないとき」とする。

(削除)

(外国語実用新案登録出願固有の理由に基づく実用新案登録の無効の審判)

第四十八条の十二 外国語実用新案登録出願に係る実用新案登録が国际出願日における国际出願の明細書、請求の範囲若しくは図面(図面の中の説明に限る。)及びこれらの書類の出願翻訳文又は国际出願日における国际出願の図面(図面の中の説明を除く。)に記載されている考案以外の考案についてされたときは、その实用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。

2) 外国語実用新案登録出願に係る实用新案技術評価の請求については、第十二条第三項ただし書中「第三十七条第一項」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項」と

する。

3| 外国語実用新案登録出願に係る訂正については、第十四条の
二第一項ただし書及び第二項ただし書中「第三十七条第一項」
とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項」
とする。

4| 第三十七条第一項後段、第二項及び第三項の規定は、第一項
の審判に準用する。

5| 第一項の審判については、第三十九条第二項中「第三十七条
第一項」とあるのは「第三十七条第一項若しくは第四十八条の
十二第一項」と、第四十一条において準用する特許法第一百三十
二条第一項、第一百四十五条第一項、第一百六十七条规定及び第一百六十一
九条第一項並びに第四十五条において準用する同法第一百七十四
条第二項中「第一百二十三条规定第一項又は第一百二十五条の二第一項
」とあり、並びに第四十一条において準用する同法第一百五十五
条第三項中「第一百二十三条规定第一項」とあるのは「实用新案法第
三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項」と、第四十七条
第二項において準用する同法第一百七十九条中「第一百二十三条规定
第一項若しくは第一百二十五条の二第一項」とあるのは「实用新案
法第三十七条第一項若しくは第四十八条の十二第一項」とする

第四十八条の十五 特許法第二百八十四条の七（日本語特許出願に係る条約第十九条に基づく補正）及び第二百八十四条の八第一項から第三項まで（条約第三十四条に基づく補正）の規定は、国際実用新案登録出願の条約に基づく補正に準用する。この場合において、同法第二百八十四条の七第二項及び第二百八十四条の八第二項中「第二百八十四条の二第一項」とあるのは、「实用新案法第二条の二第一項」と読み替えるものとする。

2 特許法第二百八十四条の十一（在外者の特許管理人の特例）の規定は、国際実用新案登録出願に関する手続に準用する。
3 特許法第二百八十四条の九第六項及び第二百八十四条の十四の規定は、国際実用新案登録出願に準用する。

（決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願）

第四十八条の十六 （第一項から第四項まで略）

5 前項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願についての手続の補正については、第二条の二第一項ただし書中の「实用新案登録出願の日」とあるのは、「第四十八条の十六第四項に規定する決定の日」とする。

61 第四十八条の六第一項及び第二項、第二百八十四条の七、第二百八十四条の八第三項、第二百八十四条の九、第二百八十四条の十第一項、第二百八十四条の三第二項、第二百八十四条の三第二項、第二百八十四条の九第六項、第二百八十四条の十一第一項及び第三項並びに特許法第二百八十四条の三第二項、第二百八十四条の九第六

第四十八条の十三 特許法第二百八十四条の七（条約第十九条に基づく補正）及び第二百八十四条の八（条約第三十四条に基づく補正）の規定は、国際実用新案登録出願の条約に基づく補正に準用する。

2 特許法第二百八十四条の十の二（在外者の特許管理人の特例）の規定は、国際実用新案登録出願に関する手続に準用する。
3 特許法第二百八十四条の九第六項及び第二百八十四条の十一の二の規定は、国際実用新案登録出願に準用する。

（決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願）

第四十八条の十四 （第一項から第四項まで略）

5 前項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願についての手続の補正については、第二条の二第一項ただし書中の「实用新案登録出願の日」とあるのは、「第四十八条の十四第四項に規定する決定の日」とする。

61 第四十八条の四第四項、第二百八十四条の六、第二百八十四条の七、第二百八十四条の八第一項及び第三項、第二百八十四条の十一から第二百八十四条の十二まで並びに特許法第二百八十四条の三第二項、第二百八十四条の九第六項、第二百八十四条の十一第一項及び第三項並

項、第一百八十四条の十二第一項及び第一百八十四条の十四の規定は、第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、これらの規定の準用に関する必要な技術的読替えは、政令で定める。

並びに第四十八条の八第三項中「第四十八条の四第一項の国際出願日」及び「同条第一項の国際出願日」とあるのは「第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたもの」と認められる日」と、第四十八条の四第四項中「国内書面提出期間が満了した時（国内書面提出期間内に出願人が国内処理の請求をしたときは、その国内処理の請求の時。以下「国内処理基準時」という。）における第一項又は前項に規定する翻訳文」とあるのは「第四十八条の十四第二項の規定により提出された翻訳文」と、第四十八条の七第一項及び第二項中「国内処理基準時の属する日まで」とあるのは「通商産業省令で定める期間内」と、第四十八条の八第一項中「及び第九条第二項の規定は」とあるのは「の規定は」と、同条第三項中「と」「実用新案掲載公報の発行が」とあるのは「実用新案掲載公報の発行又は千九百七十九年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開が」とする」とあるのは「とする」と、第四十八条の十一中「第四十八条の四第一項に規定する国内書面提出期間内（第四十八条の四第三項ただし書に規定する国内処理の請求をした場合にあつては、その国内処理の請求

の時まで)」とあるのは「第四十八条の十四第四項に規定する決定の日から通商産業省令で定める期間内」と、第四十八条の二中「第四十八条の四第四項に規定する国内処理基準時を経過した後」とあるのは「第四十八条の十四第四項に規定する決定の後」と、同法第一百八十四条の十一第一項中「日本語特許出願については第一百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第一百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第一百八十四条の四第一項及び第一百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第一百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、国内処理基準時を経過した後」とあり、及び同法第一百八十四条の十一の二中「国内処理基準時の属する日後」とあるのは「实用新案法第四十八条の十四第四項に規定する決定の後」と、同法第一百八十四条の十一第三項中「第一百八十四条の四第一項の国際出願日」及び「同条第一項の国際出願日」とあるのは「实用新案法第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日」と読み替えるものとする。

(实用新案原簿への登録)

第四十九条 次に掲げる事項は、特許庁に備える实用新案原簿に登録する。

一 実用新案権の設定、移転、消滅、回復又は処分の制限

(实用新案原簿への登録)

第四十九条 次に掲げる事項は、特許庁に備える实用新案原簿に登録する。

一 実用新案権の設定、移転、消滅、回復又は処分の制限

二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

(第二項以下略)

(一)以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての特則

第五十条の二 二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての第十二条第三項、第十四条の二第二項、第二十六条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第三十四条第一項第三号、第三十七条第二項、第四十一条において準用する同法第一百二十五条、第四十一条において、若しくは第四十五条第一項において準用する同法第一百七十四条第三項において、それぞれ準用する同法第一百三十二条第一項、第四十四条、第四十五条第一項において準用する同法第一百七十六条、第四十九条第一項又は第五十三条第二项において準用する同法第一百九十三条第二項第四号の規定の適用については、請求項ごとに実用新案登録がされ、又は実用新案権があるものとみなす。

(実用新案公報)

二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

(第二項以下略)

(二)以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての特則

第五十条の二 二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての第十四条の二第二項、第二十六条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第三十四条第一項第三号、第三十七条第二項(第四十八条の十
二第四項において準用する場合を含む。)、第四十一条において準用する同法第一百二十五条、第四十一条において、若しくは第四十五条第一項において準用する同法第一百七十四条第二項において、それぞれ準用する同法第一百三十二条第一項、第四十四条、第四十五条第一項において準用する同法第一百七十六条、第四十九条第一項又は第五十三条第二项において準用する同法第一百九十三条第二項第四号の規定の適用については、請求項ごとに実用新案登録がされ、又は実用新案権があるものとみなす。

(実用新案公報)

第五十三条（第一項略）

2 特許法第百九十三条第二項（第四号から第六号まで、第八号及び第九号に係る部分に限る。）の規定は、実用新案公報に準用する。

第五十三条（第一項略）

2 特許法第百九十三条第二項（第五号及び第七号から第九号までに係る部分に限る。）の規定は、実用新案公報に準用する。この場合において、同項第七号中「確定審決（百二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の審判又はその確定審決に対する再審において明細書又は図面の訂正がされた場合にあっては、審判又は再審の確定審決並びに訂正した明細書に記載した事項及び図面の内容）」とあるのは、「確定審決」と読み替えるものとする。

（手数料）

第五十四条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第二条の五第一項において準用する特許法第五条第一項、第三十二条第三項若しくは第四十五条第二項において準用する同法第四条の規定による期間の延長又は第二条の五第一項において準用する同法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者

二 第十一条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者
三 実用新案登録証の再交付を請求する者
四 次条第一項において準用する特許法第一百八十六条の規定に

（手数料）

第五十四条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第二条の五第一項において準用する特許法第五条第一項の規定若しくは第三十二条第三項の規定による期間の延長又は第二条の五第一項において準用する同法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者

二 第十一条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者
三 実用新案登録証の再交付を請求する者
四 次条第一項において準用する特許法第一百八十六条の規定に

より証明を請求する者

五 次条第一項において準用する特許法第百八十六条の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

六 次条第一項において準用する特許法第百八十六条の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者

七 次条第一項において準用する特許法第百八十六条の規定により実用新案原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

(第二項以下略)

(過料)

第六十二条 第四十一条において、又は第四十五条第一項において準用する特許法第一百七十四条第三項において、それぞれ準用する同法第一百五十一条において準用する民事訴訟法第二百六十七条第二項又は第三百三十六条の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

別表（第五十四条関係）

納付しなければならない者	金額

より証明を請求する者

五 次条第一項において準用する特許法第百八十六条の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

六 次条第一項において準用する特許法第百八十六条の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者

七 次条第一項において準用する特許法第百八十六条の規定により実用新案原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

(第二項以下略)

(過料)

第六十二条 第四十一条において、又は第四十五条において準用する特許法第一百七十四条第二項において、それぞれ準用する同法第一百五十一条において準用する民事訴訟法第二百六十七条第二項又は第三百三十六条の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

別表（第五十四条関係）

納付しなければならない者	金額

一	実用新案登録出願をする者	一件につき一万四千円	一	実用新案登録出願をする者	一件につき一万四千円	一
二	第四十八条の五第一項の規定による手続をすべき者	一件につき一万四千円	二	第四十八条の五第一項の規定による手続をすべき者	一件につき一万四千円	二
三	第四十八条の十六第一項の規定により申出をする者	一件につき一万四千円	三	第四十八条の十四第一項の規定により申出をする者	一件につき一万四千円	三
四	実用新案技術評価の請求をする者	一件につき一万四千円	四	実用新案技術評価の請求をする者	一件につき一万四千円	四
五	明細書又は図面の訂正をする者	一件につき四万二千円に一請求項につき一千三百円を加えた額	五	明細書又は図面の訂正をする者	一件につき四万二千円に一請求項につき一千三百円を加えた額	五
六	第二十六条において準用する特許法第七十一条第一項の規定により判定を求める者	一件につき四万円	六	第二十六条において準用する特許法第七十一条第一項の規定により判定を求める者	一件につき四万円	六
七	裁定を請求する者	一件につき五万五千円	七	裁定を請求する者	一件につき五万五千円	七

一	実用新案登録出願をする者	一件につき一万四千円	一	実用新案登録出願をする者	一件につき一万四千円	一
二	第四十八条の五第一項の規定による手続をすべき者	一件につき一万四千円	二	第四十八条の五第一項の規定による手続をるべき者	一件につき一万四千円	二
三	第四十八条の十四第一項の規定により申出をする者	一件につき一万四千円	三	第四十八条の十四第一項の規定により申出をする者	一件につき一万四千円	三
四	実用新案技術評価の請求をする者	一件につき一万四千円	四	実用新案技術評価の請求をする者	一件につき一万四千円	四
五	明細書又は図面の訂正をする者	一件につき四万二千円に一請求項につき一千三百円を加えた額	五	明細書又は図面の訂正をする者	一件につき四万二千円に一請求項につき一千三百円を加えた額	五
六	第二十六条において準用する特許法第七十一条第一項の規定により判定を求める者	一件につき四万円	六	第二十六条において準用する特許法第七十一条第一項の規定により判定を求める者	一件につき四万円	六
七	裁定を請求する者	一件につき五万五千円	七	裁定を請求する者	一件につき五万五千円	七

八	裁定の取消しを請求する者	一件につき二万七千五百円
九	審判又は再審を請求する者	五百円

九 審判又は再審を請求する者
五百円

十 審判又は再審への参加を申請する者
五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額

十 審判又は再審への参加を申請する者
五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額

八	裁定の取消しを請求する者	一件につき二万七千五百円
九	審判又は再審を請求する者	五百円

九 審判又は再審を請求する者
五百円

十 審判又は再審への参加を申請する者
五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額

十 審判又は再審への参加を申請する者
五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額